

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業計画を変更することについて平成19年2月13日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年3月2日から同月22日まで縦覧に供する。

平成19年2月23日

香川県知事 真鍋武紀

市名	土地改良事業名	縦覧場所
東かがわ市	団体営中山間地域総合整備事業（ほ場整備事業）引田南部地区（川西団地）	東かがわ市事業部経済課
〃	基盤整備促進事業（ほ場整備事業）小海地区荒井団地	〃